

平成28年度

入札制度及び運用に関する意見書

平成29年6月26日

松阪市入札等監視委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 委員名簿	1
3. 委員会の開催状況及び審議事案の総評	1
4. 建設工事の発注状況と平準化への取組み	2
5. 当委員会が注視した事項	
(1) 低入札価格調査案件の執行状況と工事品質について	3
(2) 清掃業務委託の談合情報とその対応について	4
(3) 土木一式工事における地域指定条件について	5
(4) 防災行政無線工事の入札結果について	6
(5) 特命随意契約において留意すべき事項について	7
6. より良い制度運用の提言（災害発注基準・不適格業者排除）	8
7. 技術職員の育成と監督・検査体制の充実について	9
むすびに	10

1. はじめに

当委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成19年度に設置され、入札や契約状況などについての監視事項や提言等を取りまとめて意見書を提出してきた。今回は10回目である。

近年の建設業界を取り巻く環境は、国の経済対策や復興事業などによる堅調な公共事業の増加と共に、民間需要も受注改善傾向で明るい兆しが出てきている。建設業はインフラの整備・維持の担い手であると同時に地域社会の安全・安心の守り手として、地域社会、経済を支える重要な基幹産業として重要な役割を担っている。しかし、労働力の不足や後継者不足等の指摘もなされており、松阪市においても近年の大型建築工事で監理技術者不足などが原因と思われる入札不調が発生した経緯もある。

建設業と大きく関わる公共事業が、税金を原資としている以上、適切な予算で適正な品質を確保しつつ、公共調達が適時、公正、効率的に実施される必要がある。

当委員会は、松阪市における入札・契約手続並びに制度のあり方について、公平性・公正性・透明性・競争性と品質確保の観点から慎重且つ活発な審議を重ねてきたので、次のとおり報告する。

2. 委員名簿

氏 名	職 名 等	備 考
楠 井 嘉 行	弁 護 士	委員長
村 田 裕	名城大学法科大学院教授	副委員長
坂 本 昇	税 理 士	
古 田 顕 子	司 法 書 士	

3. 委員会の開催状況及び審議事案の総評

平成28年度に当委員会で監視対象とした案件は457件（工事373件、委託77件、不調・中止7件）であり、その内、落札率の高かった案件や入札参加者数の少なかった案件129件、随意契約46件などを抽出し、慎重な審議を行い課題等の整理を行った。

（平成28年度会議）

	開 催 日	審 議 内 容
第1回	平成28年6月2日（木）	平成27年度意見具申
第2回	平成28年7月27日（水）	第1四半期（4月～6月）契約分【監視対象件数：142件】 ①指名停止措置の運用状況・・・2件 ②抽出事案の審議・・・34件 ③随意契約意見聴取・・・8件

第3回	平成28年10月 27日（木）	第2四半期（7月～9月）契約分【監視対象件数：111件】 ①指名停止措置の運用状況・・・3件 ②抽出事案の審議・・・31件 ③随意契約意見聴取・・・4件
第4回	平成29年1月 23日（月）	第3四半期（10月～12月）契約分【監視対象件数：145件】 ①指名停止措置の運用状況・・・13件 ②抽出事案の審議・・・45件 ③随意契約意見聴取・・・6件
第5回	平成29年3月 27日（月）	第4四半期（1月～3月）契約分【監視対象件数：59件】 ① 指名停止措置の運用状況・・・8件 ② 抽出事案の審議・・・19件 ③ 随意契約意見聴取・・・28件

※各回の会議録は松阪市HP「入札の広場」で公開している。

審議の総評としては、入札案件において現場条件や工事の特殊性により参加者が少ない案件や落札率の高かった案件が見受けられたが、各案件とも原因と対策等の整理もされ、競争性についても概ね確保されたと推察する。

また、随意契約案件においては、契約金額が1,000万円以上の大型随意契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約の妥当性について審議したところ、改善が必要と判断されるものは見当たらなかったが、当委員会では後述のとおり審議したので、継続してその必要性和法的整理、契約価格の適正性の確保に努められたい。

4. 建設工事の発注状況と平準化への取組み

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが発注者に求められている。とりわけ発注者は、年度当初に工事が少なくなることや、工事完成時期が年度末に過度に集中することを避けるため、年度早期の発注に努めることとされている。平成25年度から平成28年度までの発注状況は表1・表2のとおりである。

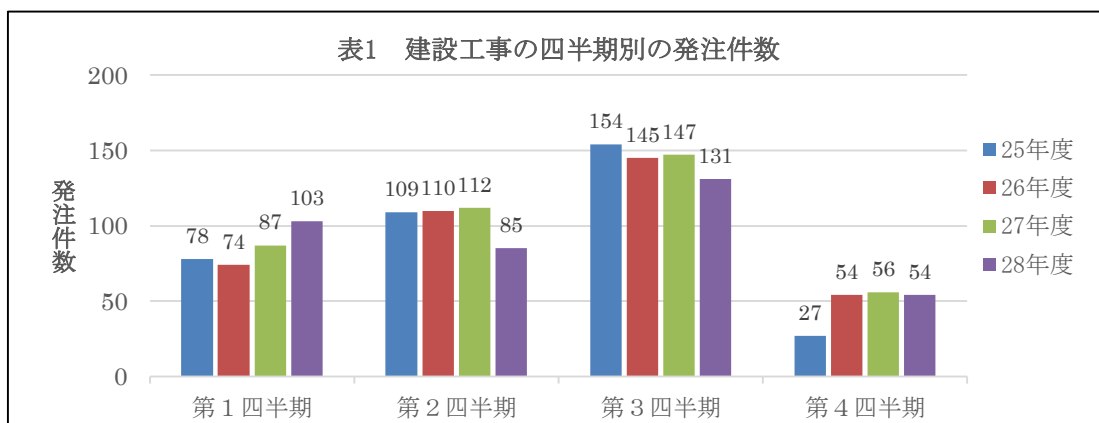
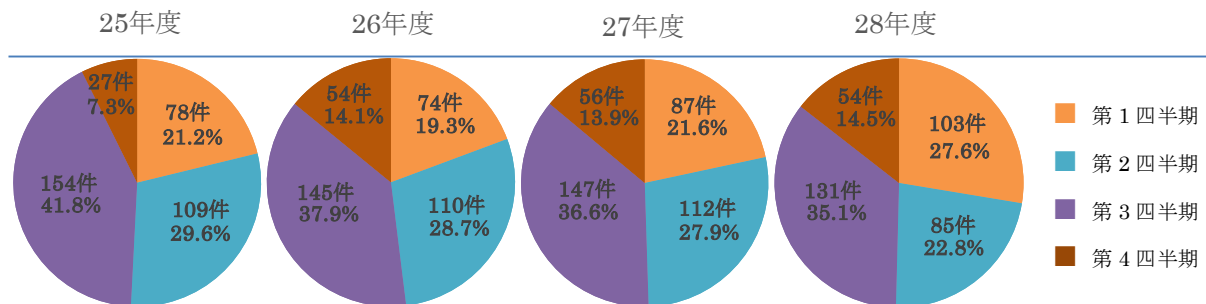


表 2 建設工事の年度別発注状況



過去3年間と比べた発注状況としては、第1四半期の発注が年間工事量の約27.6%（前年比6ポイント増）と改善されており、まずは前年に引き続き早期発注に取り組まれている。

早期発注による工期の前倒しは、年度後半の工事集中を軽減し、人手・機材の確保など受注者側の計画的な事業運営はもとより、道路交通など市民生活への影響や、発注者の検査業務の軽減にも期待できるものである。地方自治体では会計年度独立の原則があり、施工時期が年度後半に偏りやすい。しかし、小規模な工事や毎年継続する工事など、比較的発注しやすい工事の早期着手に努められることが可能であり、債務負担行為や明許繰越制度の活用でも実現できると思料する。このことは発注者側、受注者側双方にメリットがあり、工事期間の余裕は工事品質の向上も期待でき、これまでも15ヶ月予算等として提案してきたところであるので、法的な問題が存することは承知しているが、引き続き施工時期の平準化の観点からより一層努力されたい。

5. 当委員会が注視した事項

当委員会が審議対象とした案件のうち、継続して執行状況を注視している案件や重点的に審議した個別案件について次のとおり報告する。

(1) 低入札価格調査案件の執行状況と工事品質について

低入札価格調査制度は、最低制限価格をわずかでも下回る入札を一律に失格とし、場合によっては高値応札者との契約を余儀なくされる入札手続の不合理性を補完する制度として、当委員会からの意見を踏まえ、平成26年11月から設計金額1億円以上の案件を対象に試行導入されている。これまでの試行状況は表3のとおりである。

表 3 低入札価格調査制度の試行状況（平成26年11月～平成29年3月）

工種	発注件数	内低入札契約	平均落札率	平均参加数
土木一式工事	19件	17件	78.0%	12.9社
水道本管工事	10件	10件	78.2%	14.1社
建築一式工事	6件	0件	88.6%	3.2社
管工事	2件	1件	90.7%	2.5社
電気工事	2件	0件	91.9%	3.0社
総計	39件	28件	81.0%	10.7社

平成 26 年 11 月からの試行案件 39 件中、調査基準価格を下回る価格の契約は全体で 28 件あり、建築一式、電気工事では該当がなかった。平均落札率は、土木一式、水道本管などの「土木工事」で 80%を下回り、低入札案件全体では 81.0%となった。85%付近で落札される一般型と比べ低い落札率となっている。落札率低下に対し課題となる工事品質や履行担保については導入当初より専任技術者の追加配置や契約保証金を 3 割にするなどして、制度上の事前対策が講じられており、制度目的である高値落札の防止については、基準価格未満の入札を一律失格とせず、価格の低い入札者から逐次審査する制度の仕組みにより担保されている。

また、低入札と品質の関連性については、完成工事の検査結果がひとつの判断指標とできる。表 4 は工事成績点である。

表 4 低入札契約工事成績（全 28 件の内竣工分）

H29.3.31 日時点

工種	低入札契約分		参考 H28 発注：通常契約分	
	竣工件数	平均成績点	竣工件数	平均成績点
土木一式工事	10 件	83.7 点	154 件	79.7 点
水道本管工事	6 件	86.2 点	18 件	82.6 点
建築一式工事	0 件	—	48 件	76.8 点
電気工事	0 件	—	13 件	81.3 点
管工事	1 件	89.0 点	19 件	77.3 点
計	17 件	84.9 点	252 件	79.1 点

低入札契約となった 28 件のうち、平成 29 年 3 月 31 日時点では 17 件の竣工検査が終了している。通常契約した工事との単純比較では、平均成績点（施工品質）が上回る結果となっており、不良工事の施工もなく、90 点を超える優良工事が 3 件施工されるなど、全体的な検査結果から見ると良好な状況であるといえる。

しかし、個別に見ると、低入札契約となった工事の中には平成 28 年度完成の下水道工事で工事成績が 70 点を下回る工事が 1 件発生している。指名停止とする 60 点未満の不良工事には当たらないが、安全対策や施工体制など施工管理上に課題がある評定結果であった。また、最近の土木工事では、落札率が審査基準の下限値（75%付近）まで低下しているものが見受けられ、中には下限値に 3 社が同額で応札するという入札結果も発生している。

現時点の総評としては、受注者側の責任ある施工管理と企業努力により、全体的には良好な結果が表れている。しかし、個別案件に見られる上記のような、施工品質や応札状況に鑑みると、その内容を精査しつつ、品質確保や過当競争防止等の観点から引き続きその動向を注視していくことが必要であると思われる。

（２）清掃業務委託の談合情報とその対応について

松阪市の施設における日常清掃、定期清掃等の業務委託については、松阪市版積算基準による適正な予定価格の設定や、電子入札システムを活用した効率的で透明性の高い入札方式への移行など、新たな取組みが平成 28 年度から進められている。そのような中、平成 28 年度の入札執行（17 件）に際し、外部から談合に関する情報提供があり、それに対する松阪市の対応等について当委員会でも審議を行った。

平成 28 年 5 月 24 日に入った談合情報は「前年度までに参加実績のある業者で話し合い、落札業者を決定した。」という内容であった。

入札談合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律が禁止する最も悪質な独占禁止法違反行為の一つである。その行為は、公正かつ自由競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定し、納税者である市民の利益を損ねる行為で、断じて許されるものではない。

松阪市は「松阪市談合情報対応マニュアル」に基づき、情報の信憑性や調査の必要性などを審議するため、同月 25 日に副市長及び部長級職員等で構成する、公正入札調査委員会を招集し、さらに同月 26 日には当該案件の全参加者（11 社）に対し事情聴取を行った。聴取日に再度招集した同委員会では、事情聴取の結果からは談合があったとする事実は確認されず、すでに契約済みの案件も含め全 17 件の入札契約を有効とする審議結果が出されている。また、調査結果については法学的見解との整合を担保するため公正取引委員会へ報告している。

情報入手から 2 日間という短期間で結論に至ったことは、早期対応できる初動体制が確保され、一連の手続がマニュアル化されているといえ、重要で評価できるものと考ええる。

談合情報を入手した際、いかに迅速かつ適切な調査を実施し、入札・契約行為の有効性を判断し、場合によっては入札中止なども含め、公共調達のあるべき形を確保することは極めて重要な事項である。刑事告発や損害賠償請求等、今後もマニュアルなどを適宜見直し、迅速且つ適切な対応を進められたい。

（３）土木一式工事における地域指定条件について

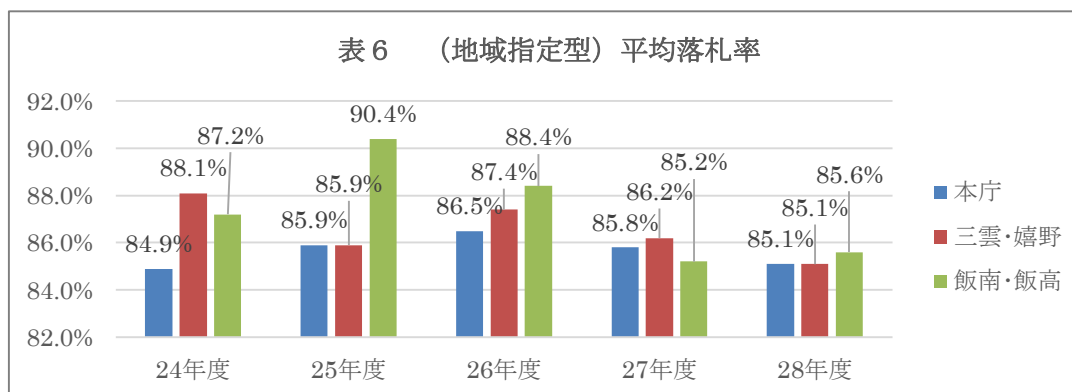
地域指定条件は、市町合併による受注機会の激変や、それに伴う企業経営の逼迫などに対する危惧から、設計金額 1,500 万円未満の土木一式工事を対象に、参加を地域業者に限定する制度として導入された。地域の建設業者においては災害時の行政支援に対する期待も大きく業者育成の観点からも効果的な取組みとなっている。地域指定入札の件数等は表 5、表 6、表 7 のとおりである。

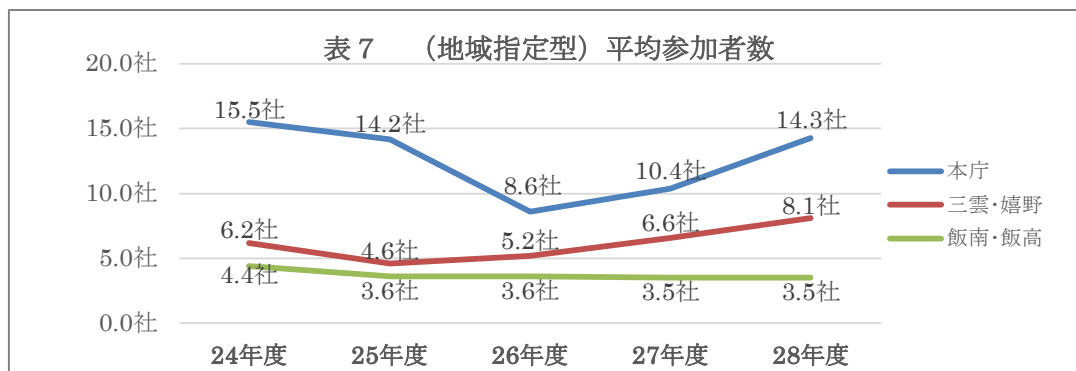
表 5 （地域指定型）入札件数

(件)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
本庁	91	92	103	118	104
三雲・嬉野	19	18	18	14	20
飯南・飯高	20	13	15	16	15
計	130	123	136	148	139

表 6 （地域指定型）平均落札率





平成28年度に地域指定条件を付した入札は全体で139件あり、例年と同程度の件数となっている。地域条件を付すにあたり留意すべきは競争性の担保である。参加者が少ない地域もあるが落札率からは一定の競争性が確保されている状況と考えられる。ただし、参加者が少数で限定的となる、いわゆる「顔が見える入札」の適正性確保には、発注者として常に不自然な入札がないか、落札率の推移など入札結果を注視し続ける必要があり、また、工事件数も年度により変動があるので、著しい地域格差にも配慮が必要である。

制度目的の観点から継続はやむを得ないと考えるが、指摘される課題が発生すれば、制度廃止や改正の検討も視野に入れ、引き続き慎重な制度運用に努められたい。

(4) 防災行政無線工事の入札結果について

平成28年度実施の松阪市防災行政無線（本庁・三雲管内デジタル同報系）増設工事の入札結果では、1社のみが応札し落札率は予定価格比で89.1%であった。当委員会では、1社入札であったこと、他の案件と比較して落札率が高めであったことから注視し審議を行った。

この事業に関しては、平成24年に当委員会から意見を述べた経緯もあり、再度当時の内容も踏まえて、今回改めて意見を述べたい。

松阪市の防災行政無線工事は、平成20年度の本庁管内の工事に始まり、今回の本庁三雲増設工事に至るまで、松阪市があらかじめ契約の上限額を希望価格として提示し入札を行う「希望価格型」により計6回の入札を実施している。初回入札では3社の参加があったが、その後は1社入札が続いている。落札率は予定価格比で初回には67.1%と低い落札率となり、十分な競争が働いたと評価されたが、その後の入札では高い落札率で推移している。

【過去の入札結果】

(年度)	(工事内容)	(予定価格)	(落札価格)	(落札率)	(参加数)
平成20年度	本庁管内全体工事	546,700,000円	367,000,000円	67.1%	3社
平成23年度	嬉野管内全体工事	276,226,000円	275,000,000円	99.6%	1社
平成24年度	本庁管内増設工事	54,414,000円	53,387,000円	98.1%	1社
平成25年度	嬉野管内増設工事	16,301,000円	16,200,000円	99.4%	1社
平成27年度	本庁管内増設工事	13,261,000円	11,998,000円	90.5%	1社
平成28年度	本庁三雲増設工事	314,289,000円	280,000,000円	89.1%	1社

まず、参加者数が少ないことについて、入札参加条件は競争性が十分担保される内容であったか、また工事の仕様は特定業者に限定する内容でなかったかを検討した。

既設機器との互換性等、システムネットワークの関係についてはメーカーを問わず不具合は

なく、平成 15 年 4 月の「総務省推奨規格」を仕様設定していることでも担保され、特定業者に限った仕様でないことが担当課の説明で確認されている。また、参加条件の建設業許可及び資格点数並びに履行実績については、工事の規模や特殊性からすれば一定の履行担保はやむを得ないものと考えられる。

平成 27 年度の入札では、それまで条件としていた「自社製造できる業者」の条件を「代理店など施工可能業者」も含む条件に拡大したにもかかわらず、結果的には 1 社入札であったが、落札率は 90.5%と一定の効果が得られ、今回の入札では、資格点数を 1000 点以上から 900 点以上に拡大した結果、1 社入札ではあったものの、落札率は 89.1%と更に落札率が下がる結果となった。参加者増とはならなかったが、システムの信頼性や品質担保とのバランスをとりつつ条件拡大したことで、見えない相手との競争性が発揮され、落札率の低下につながったものと考えられ、対策の効果と推認される。

しかし、参加資格を他の業者にも平等に与えているにもかかわらず、結果的に 1 社入札が続いていることについては、システム系電気設備工事やプラント設備工事など特殊で専門性の極めて高い業種であることに加え、既設機器との連携を要する今回のような工事では、既設機器業者における想定以上の優位性の存在が推察され、現時点の対策として様々な検討をもって臨まれたことは理解できるが、本事業のように段階的に整備が進む事業においては、初期段階の全体事業計画、財政計画等を勘案した契約方式の検討が重要といえる。

これまでの結果、期せずして同じ受注者となり同メーカーでの統一整備が進んでいる。事業は残すところ飯南・飯高管内工事のみとなったが、松阪市全域が同一メーカーとなった場合、反対に飯南・飯高地域のみが他メーカーとなった場合のメリット、デメリットについても改めての検証が必要と思われる。今回の結果がある以上、同じ参加条件では、競争性が発揮されるとは限らないし、高値落札の可能性もある。決して安易な入札条件とせず、今回同様に工事品質と競争性担保など様々な角度から参加条件を検討し、必要性の検証と合わせ随意契約の方法も安易に排除せず、松阪市にとって最善の契約方法を選択できるよう熟考の上努められたい。

(5) 特命随意契約において留意すべき事項について

当委員会では契約金額 1,000 万円以上の随意契約について、契約相手方、契約金額等の適正性を審議しており、平成 28 年度的事案では特段問題とすべき案件は見当たらなかったと考えている。そこで 1 社のみを選定し契約する「特命随意契約」について、当委員会が留意すべきと考える基本的事項について要点を述べたい。

① 随意契約の必要性、契約相手の適正性

随意契約は、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項各号に適合する正当な理由がなければ締結できず、契約相手方は個別具体的な特命性を有していなければならない。過去のからの継続案件も決して固定化せず、契約のたびに過去の特命事項が現時点では一般化されていないか、特命事項の契約相手方として適切かなど、その都度慎重な検証が必要と考える。

② 契約金額の適正性

特命随意契約となる案件では、特殊な技術、機器又は設備等により、他業者と見積比較できない場合が少なくない。その場合であっても、過去の契約実績や同種・同程度の

別案件、他市事例など可能な限り情報を収集し、十分な精査をもって契約金額の適正性を検証されたい。また、随意契約は簡略な手続きで安定した業績を確保できる契約相手方にとっても収益性の高い契約であることを常に意識し、十分な価格交渉をもって契約金額にすべきと考える。

③ 競争性確保の検討

随意契約には、既に導入している特殊な技術、機器又は設備等との関連から、導入業者とその後の保守、運營業務等について随意契約になることが少なくない。後に随意契約が必要となるような特殊設備、システム等を整備する際には、当初の工事や機器購入だけを競争入札に付するのではなく、将来段階的に進む整備や継続する維持・運營業務等についても、可能な限り複数年一括契約の方法を検討し適正な競争性確保を図るべきと考える。

松阪市の契約で一例を挙げると、統合型 GIS システムのデータ更新業務について毎年各課で委託契約が締結されている。導入済みの地理情報システムに対し、道路や上下水道、固定資産等の台帳更新作業を行うもので、技術的、権利的条件からシステム構築業者と契約するケースである。契約金額は他社見積との単純比較が困難なことから、労務単価に三重県基準単価を使用し、経費率には全委託契約を合算した規模の安価な率を使用するなどして対策がなされている。他社システムで新規構築するには膨大な経費が必要なことから現システムの優位性は明らかで、現時点において契約の妥当性は確保されているといえる。

この種の契約では、導入時点においてシステム構築と保守や更新業務も見通した契約方法の検討が重要であり、本システムでも、今後老朽化等による大規模更新の際には、更新業務も合わせた複数年一括契約の方法等により、改めて他システムも含めた競争の可能性について検証が必要と考える。

公共調達においては一般競争入札を原則とし、随意契約は例外である。随意契約による場合は手続の簡略さに加え、契約目的、内容に照らし、それに相応する信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化されたり、契約締結が情実に流されるなど公正を妨げるおそれがあるという短所も指摘され得る。手続の簡略さやこれまでの実績だけで安易に随意契約とせず、常に例外であることの意識を持ちつつ、法令との整合性を確保し、今後も引き続き適正な随意契約の運用に努められたい。

6. より良い制度運用の提言

(1) 災害復旧工事の発注基準について

毎年台風などの集中豪雨により発生する、公共土木や農地関連施設の災害復旧工事は、山間地域など現場条件が悪く、少額工事が大半で、施工時期が年度後半の繁忙期と重なることが多いといった特有の課題があり、それらを原因とした、採算性の低さ、技術者、資機材不足の影響と思われる入札不調が発生している。近年の入札状況は表 8 のとおりである。

表 8 災害復旧工事の入札状況の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入札件数（再入札含む）	60 件	51 件	18 件
不調件数	29 件	4 件	0 件

平成 26 年度の入札不調の多発を受け、翌 27 年度には人手不足の対策として「現場代理人を兼務可能」としたり、競争性向上の対策に「資格点数の拡大」や「繰越工期を設定する」など、入札条件を見直し試行したところ、不調発生が 4 件と大幅に縮減できる結果となった。また、28 年度には、27 年度の試行結果も踏まえ、安定的な制度運用を目的に、土木一式工事（災害）を発注基準に位置付けし本格実施を進めたところ、繰越工事を含む 18 件の入札に対し、入札不調を 1 件も出すことなく災害復旧工事に着手できる結果となった。

安全安心の市民生活を守るためには、早期の災害復旧工事着手が重要で、条件付き一般競争入札の方法で、公平性と競争性を確保しながらも、円滑に進められた点は大いに評価できるものとする。制度試行の検証を踏まえ発注基準に位置付けられたことは、将来的に安定した入札契約が期待できるものであるが、一方、災害の程度、発注件数や工事内容、工事需給のバランスによっては、更なる条件見直しも必要となる可能性もある。これまで同様、迅速かつ柔軟な対応をされ災害復旧工事の執行に努められたい。

（２） 不良・不適格業者の排除について

建設業界においては、社会保険料等を本来負担すべきであるにもかかわらず、適正に負担しない企業（社会保険等未加入企業）が存在するとされている。技能労働者の処遇を低下させ、若年入職者減少の一因となっているほか、適正に社会保険料等を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況を生むことにもなり、当委員会からも積極的な取組みを提言した経緯がある。

大阪市では、平成28年4月1日以降の参加資格者名簿の登録受付から、これら社会保険等に必要届け出の義務を怠っている業者に対しては登録を認めないこととされた。新規登録からの排除はもちろん、登録済み業者の更新登録も例外とせず、個別の方針説明や手続指導に合わせ、加入促進のため一定の準備期間も設け実施したところ、現時点で該当した市内業者 5 社が早速に必要な手続を経て更新申請を行う等の効果が得られた。

5 社の対応に始まった社会保険等の加入徹底について、入札契約制度の基盤となる名簿登録手続に制度化されたことは、将来に亘り不適格業者を排除し、技能労働者の雇用環境の改善、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保が図られ、事業者間の公平で健全な競争環境の構築にもまた一歩進めることが出来たものと評価するところであり、今後も三重労働局など関係機関と連携し不良不適格業者の排除に一層努力されたい。

7. 技術職員の育成と監督・検査体制の充実について

震災をはじめとする大規模災害の被災地では、被災直後やその後の復興段階において、いわゆるマンパワーの重要性、特に技術部門を担う直営職員の役割の大きさが再確認されている。

また、松阪市規模の自治体であれば、毎年執行される事業のみを捉えても、継承されるべき技術を持つ直営職員の存在は非常に重要と考える。

そのような中、より高品質な工事を完成させるためには、受注者に施工体制の充実や技術者育成を求めると同時に、発注者自らも、設計から完成までの事業執行を担う監督員や、厳格な検査により最終的な支出の根拠を確認する検査員らの、途切れることない人材育成、経験・技術が継承される体制づくりに努めなければならない。

前回の意見書で述べた、検査評定点を活用したインセンティブ発注制度などを運用する場合には、制度の公平性、公正性のためにも、職員ごとの技術的な判断能力と評定水準の統一性が維持されなければならず、監督部門、検査部門を問わず、技術研修の実施や、熟練職員から若手職員への日常的な育成体制の役割も大きいと考える。

これらのことは、市政運営の中でも重要な位置付けにあることから、既に検討され対策が講じられているものと考えているが、改めて将来に向け、長期的な視点から計画的な技術職員の採用と配置、人材育成について配慮されたい。

むすびに

松阪市における入札制度改革は、一般競争入札制度を基軸に、様々な角度から社会情勢の変遷や地域経済の動向を見据え、契約に求められる公平性、公正性、透明性、競争性の確保を基本原則とし、市民に対する説明責任を果たしながら、より適正な契約業務を遂行すべく努力が重ねられてきた。

公共工事は、税金を原資に経済活動や市民生活の基盤となる社会資本整備を行うものであり、その入札及び契約に関しては、市民の疑惑を招くことのないものにするとともに、適正品質を確保し、効率的な手続きで行われることが求められている。

また、松阪市は公平公正性を失することなく、地方自治法が求める「最少の経費で最大の効果」を念頭に置き、両輪の関係にある地域の建設業者と共に各々の立場と社会的責任を理解し、健全な協力関係のもと進めていかななくてはならない。

今後もより適正な入札及び契約業務の制度確立を目指す上で、国や三重県の制度方針に沿うだけでなく、松阪市としての課題を明確にし、松阪市独自の柔軟性のある制度構築に向けこの意見書が役立てられることを期待したい。